

大阪、東京、中研、四日市、小野、福岡、札幌、石労本部、
石労支部、石原テクノ(株)、石原バイオサイエンス(株)、石原鉱産(株)、石原酸素(株)、
石原エンジニアリングパートナーズ(株)

公告 899 号

2025 年 12 月 15 日

被保険者 各位



規約の改訂に関する件

標題の件、令和 7 年 8 月 20 日に開催された第 177 回組合会で提案し、可決された以下の規約について、東海北陸厚生局長へ改訂の申請を行い、受理されましたので公告いたします。

【改訂】

1. 規約 第 9 条第 2 項

- 「ひょうご小野研究センター」の開設に伴い、当該事業所を第一選挙区に追加するとともに、各社及び営業所の記載箇所を整理した。

添付資料

- 新旧条文対照表

附則

- 規約第 9 条第 2 項の改正は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。

ただし、第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

以上

<添付資料>

規約 新旧条文対照表

石原産業健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新			旧			
選挙区	選挙区の範囲	議員数	選挙区	選挙区の範囲	議員数	
(互選議員の選挙区及び議員数)			(互選議員の選挙区及び議員数)			
第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。			第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。			
2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。			2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。			
第1区	石原産業株式会社 内、次の範囲 ・本社 ・中部支店 ・東京支店 ・福岡営業所 ・札幌営業所 ・中央研究所 ・ひょうご小野研究センター 石原産業労働組合 本部	石原テクノ株式会社 石原バイオサイエンス株式会社 法第3条第4項規程による 被保険者	5人	石原産業株式会社本社 石原産業株式会社中部支店 石原産業株式会社札幌営業所 石原産業労働組合本部 石原テクノ株式会社 石原バイオサイエンス株式会社	石原産業株式会社東京支店 石原産業株式会社福岡営業所 石原産業株式会社中央研究所 法第3条第4項規程による 被保険者	5人
第2区	石原産業株式会社四日市工場 石原産業労働組合四日市支部 石原産業健康保険組合	石原鉱産株式会社 石原酸素株式会社 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	5人	石原産業株式会社四日市工場 石原産業労働組合四日市支部 石原産業健康保険組合	石原鉱産株式会社 石原酸素株式会社 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	5人
計			10人	計		10人

附 則

(施行期日)

この規約は、令和7年12月15日から施行する。

ただし、第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。